

妊娠・出産・育児を記録と情報でサポート

# 母子健康手帳アプリ始めました！

難しい予防接種の日程も自動計算できます！



市では皆さんの妊娠から子育てまでをずっとサポートするために、母子健康手帳と併用して使用できるスマートフォン・PC向けサービス『母子健康手帳アプリ』の配信を開始しました。

このアプリでは、妊娠・出産・育児の記録ができ、つくばみらい市の健診などを含めた様々な情報を得ることが出来ます。また、難しい予防接種の日程も自動計算してくれ、お知らせ通知も設定できるので便利です。アプリの利用は無料です。ぜひ、ご利用ください！

☎ 健康増進課（保健福祉センター内） ☎ 25 - 2100

APP Store、Google Play からアプリをダウンロードしよう！

アプリは「母子健康手帳」で検索



iPhone をご利用の方



App Store、Apple および Apple のロゴは、米国もしくはその他の国や地域における Apple Inc. の商標です。App Store は Apple Inc. のサービスマークです。

android 端末をご利用の方



Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。

市では「結婚したくてもなかなか出会いの機会がない」という独身の方を対象にした結婚相談会を開催しています。結婚相談員が親身になって、素敵な出会いのきっかけ作りをお手伝いします。予約は不要・相談無料です。お気軽にお越しください。

▼結婚相談日Ⅱ毎月第3日曜日  
午後1時～3時 谷和原庁舎1階相談室

▼対象者Ⅱ市内在住、または結婚後に市内に定住する意思のある方で、20歳からおおむね



募集 結婚を考えているあなたを応援します  
☎ 伊奈庁舎地域推進課 ☎ 58・2111（内線1301）

10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。

国土利用計画法の届け出とは、土地取引を行った場合に必要となる届け出です。売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した方は、契約締結日を含めて2週間以内に、都市計画課に届け出を行う必要があります。



お知らせ 10月は土地月間です  
☎ 谷和原庁舎都市計画課 ☎ 58・2111（内線5103）

▼届け出が必要な面積Ⅱ市街化区域2000㎡以上、市街化調整区域5000㎡以上

▼届け出が必要な取引Ⅱ売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡または設定など（農業委員会に届け出した農地の売買などは除く）

▼届け出期限Ⅱ契約締結日を含めて2週間以内

45歳までの独身男女またはその家族

■会員登録をしてみませんか  
結婚を考えている独身男女がご自身のプロフィールを市に登録し、登録された情報から希望する相手を探し、お互いの合意が得られたら、結婚相談員の立会いのもと、お見合いを行います。登録は無料です。

詳しくはこちら

